

第23回環境社会配慮諮問委員会 議事録

開催概要

日時:2022年12月5日(月) 14時00分～16時00分

形式:ハイブリッド形式(リアル会場:ジェトロ本部5階展示場)

議事次第:

1. 挨拶 理事 仲條 一哉

2. 出席者紹介

3. 議題

(1)テーマ:「ジェトロのグリーン関連事業の取り組み」

報告者:ジェトロ総括審議役 三根 伸太郎

(2)テーマ:「ジェトロの温室効果ガスの排出削減計画」

報告者:ジェトロ管理課長 村上 弥生子

(3)ガイドライン改定にかかる各委員の意見を踏まえた意見交換

4. 出席者

(委員)

原科 幸彦	千葉商科大学学長(東京工業大学名誉教授):委員長
塩田 正純	元工学院大学教授
村山 武彦	東京工業大学環境・社会理工学院融合理工学系教授
柳 憲一郎	明治大学名誉教授、研究・知財戦略機構研究推進員
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関(IGES)フェロー
田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター理事
高梨 寿	一般社団法人 海外コンサルタンツ協会前専務理事
宮崎 章	一般社団法人 産業環境管理協会 参与
小島 岳晴	独立行政法人国際協力機構審査部 環境社会配慮監理課課長

(ジェトロ)

仲條 一哉	理事
木村 洋一	総務部長
小栗 道明	総務課長
三根 伸太郎	総括審議役
粕谷 修司	企画部主幹
村上 弥生子	管理課長
山田 美和	アジア経済研究所新領域研究センター長
内場 茂之	総務部主幹/環境社会配慮審査役
作本 直行	環境社会配慮専門家

議事内容

1. 挨拶 理事 仲條 一哉

・前回の諮問委員会は2019年7月に開催したので、3年4ヵ月ぶりの開催。コロナ禍におい

で開催を見送ってきたが状況が改善したため本年度は開催することにした。

- ・現行のジェトロの「環境社会配慮ガイドライン」は2014年7月に改定した。既に、改定から8年以上が経過しており、ジェトロが実施する事業や、環境社会配慮を取り巻く状況が大きく変化した。今回、それらを踏まえて、ガイドラインの手直し、ブラッシュアップしたい。
- ・今年7月に委員の皆様から合計55件のご指摘・ご意見をいただいた。皆様のご協力に改めて御礼申し上げる。内容は3つに集約されると認識。
- ・第一に、2014年にガイドラインの改定以降、ジェトロの事業の一部が様変わりしており、ガイドラインも、現在の事業を反映する必要があるという点。ガイドライン作成当時実施していた「案件形成調査」は、2015年度以降は実施しておらず、現在では水素分野の支援など、脱炭素に貢献していこうという事業も手掛けるようになっている。
- ・第二に、世界の環境社会配慮を巡る動きが変化する中で、新たな動向・潮流を追記する必要があるという点。具体的には、SDGs、CSR、脱炭素社会、気候変動、労働環境、感染症対策、ビジネスと人権、サプライチェーン確保、ステークホルダーとの協議、ミティゲーション・ヒエラルキーなどについてジェトロのガイドラインにも書き込んではどうかといったご指摘。
- ・第三に、従来実施していた案件形成調査は、現在は実施していないため、ガイドライン第Ⅲ部（「案件形成調査事業における環境社会配慮の扱い」）について検討が必要ということ。また、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022年1月改定版）およびJBIC 環境社会配慮ガイドライン（2022年7月改定版）との整合性も意識する必要がある。
- ・本日は、まずジェトロの取り組みについてご説明をさせていただいた後、皆さんからいただいたご意見を踏まえ、原科委員長のもとでご議論いただければと思う。皆様の忌憚のないご意見をいただければ幸い。

2. 出席者紹介

- ・ジェトロ出席者紹介、
- ・新任委員である源氏田委員（公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES）フェロー）、小島委員（独立行政法人国際協力機構審査部 環境社会配慮監理課課長）を紹介。

3. 議題

(1) テーマ: 「ジェトロのグリーン関連事業の取り組み」

報告者: ジェトロ総括審議役 三根 伸太郎

I. 我が国中小企業等の輸出促進

1) 新輸出大国コンソーシアム

- ・16年から開始、1100以上の支援機関との連携しながら、今後輸出をしようとする企業に対する支援スキーム、事業計画策定、法務税務相談、販路開拓支援を行う。環境関連では、省エネ塗料、排水処理装置、浄水器、バイオマス製品などの案件がある。分かり易いものでは、排水処理装置、簡易浄水器、有害物質を使わない商品、木製品の折箱などの支援事例があり専門家が個別にハンズオンで支援している。

2) Japan Street

- ・非接触型の事業を実施、海外事務所のネットワークを活用し日本企業と海外企業を繋ぐ事業。日本側は食品・日用品などで24,000点出展、バイヤーも1,300社が登録している。
- 3)グリーンビジネス・オンライン商談会
 - ・自治体と連携したオンラインによる専門の商談会、カーボンニュートラル、省エネ技術、環境処理技術に関する国内企業等の海外販路開拓を支援。
 - 4)クリーンエネルギー市場参入支援プロジェクト
 - ・水素・燃料電池、蓄電池等に関する関西地域及び山梨県企業等の商談会、ジェトロの国内外の専門家が支援。
 - 5)環境プラットフォーム事業
 - ・大阪府と連携した水素燃料蓄電池、洋上風力発電の海外展開支援を実施。
 - 6)インフラシステム輸出支援事業
 - ・インド、バングラディッシュにおいて水処理関連機器の販路開拓商談会を実施。
 - 7)滋賀県海外環境ビジネスプラットフォーム事業
 - ・滋賀県、大阪など関西地域の水・環境関連企業の海外 4 都市(上海、ベンガルール、ホーチミン、カラチ)における販路開拓を支援。ニーズ調査、商談会、企業訪問、バイヤー招聘など総合的な支援を実施。

II. 我が国中小企業等の海外進出支援

- 1)スタートアップシティ・アクセラレーション・プログラム
 - ・海外アクセラレーターを招聘し、戦略策定、海外パートナーとの連携、国内エコシステムの育成、国内で実力付け海外展開を支援する事業。米国のトップアクセラレータ5社と連携し、講義、メンタリング、ピッチイベントへの参加、マッチングなどの支援提供。環境分野では、風力発電システム、蓄電池、炭素バッテリー、水質浄化シャンプーなどの案件を支援した。
- 2)グローバル・アクセラレーション・ハブ
 - ・日系スタートアップの海外展開を支援するため、欧米、アジアなど 29 カ所にアクセラレーターを配置、海外においてブリーフィング、メンタリング、提携先の紹介などを支援。フィリピンでの風力発電、インドネシアでの環境負荷の低い代替プラスチックの販路開拓で成功実績あり。
- 3)海外インフラ展開支援事業基金
 - ・国内の企業・団体などの環境関連ミッションに対して 300 万円を上限に支援、また国内企業の調査、招聘などについて 1,200 万円を上限に支援。廃棄物処理・リサイクル、水処理、省エネ関連の支援実績あり。
- 4)進出企業ビジネス拡大事業
 - ・海外の日系企業を主な対象として現地でのセミナー・商談会の開催、ミッション派遣を通じて、当該国での販路拡大や第 3 国展開を支援。インドアフリカを除く中国などの新興国で実施、商談件数 27 件の約 1/4がグリーン関連。
- 5)日中省エネ・環境協力メールマガジン
 - ・11 年前より実施、関係機関・団体と共に窓口による相談対応、関連情報を発信している。

6)海外サプライチェーン多元化支援事業

- ・経済産業省が日 AMIECC 事務局に拠出、ジェトロは同事務局から委託を受け、アジア地域における製品及び部材の製造拠点の複線化、サプライチェーン強靱化などに向けた①設備導入、②実証事業/FS 調査に対して補助金交付を通じて支援。2020 年度以降計 103 件の採択実績があるが環境関連の実績なし。

7)インドの工業団地に関する情報提供

- ・ジェトロは HP において、インドにおいて日系企業が集積する 5 地域にある日本企業専用工業団地の基礎情報を紹介、投資相談、ウェビナー開催などを通じて対印投資を促進している。原則、インド政府、各州政府との協業であり、州政府などの運営主体のもとで事業展開しており、環境対策、住民対策等は運営主体の責任においてコンプライアンスを遵守している。
- ・やまなしハイドロゲンカンパニー(山梨県企業局、東レ、東京電力の出資企業)とマルチスズキでは、NEDO の支援を受け、2022 年 7 月からデリー近郊の同社自動車工場内で、グリーン水素を活用した所内の熱エネルギー効率化の実証にかかる基礎調査を開始。日系企業初のグリーン水素案件。

III. 対日投資の促進

1)外国企業向け対日進出支援

- ・外国企業及び外資系企業による日本市場参入に対して、情報提供、施設の提供、ネットワークの紹介などを行っている。環境関連では、スウェーデンの燃料電池部品製造拠点、米国の浮体式洋上風力発電設備設計、台湾の植物由来ボトル製造及び営業拠点の支援実績がある。

IV. その他

1)ジャパン・イノベーション・ブリッジ(J-Bridge)

- ・業務・技術提携、出資、M&A 等を通じ、海外スタートアップ等との新規事業創出を目指す。国内の企業・大学・研究機関等をピッチイベント、面談手配などで個別支援。グリーンは重点分野。アジアでの企業脱炭素化支援に向けた英国スタートアップ企業との協業、ベトナムでの物流効率化・温室効果ガス排出量削減計画に向けた現地スタートアップとの協業を支援。

2)日 ASEAN におけるアジア DX 促進事業

- ・日本企業が ASEAN 企業と連携し、デジタルを駆使し、現地での経済・社会的な課題の解決を目指す取り組みを支援。環境分野は支援対象。フィリピン離島での風力発電、マレーシアでの EV 車向け充電ステーションの最適化等の支援実績あり。

3)アジア DX 等新規事業創出推進支援事業

- ・日本企業が南西アジア企業と連携し、デジタルを駆使し、現地での経済・社会的な課題の解決を目指す取り組みを支援。

4)Japan Challenge for Society 5.0 / Japan Challenge Tour

- ・全世界のスタートアップに対して、①環境配慮型社会への転換、②労働力減少への対

応・生産性向上、③都市・地域のバランスの取れた成長の3つのテーマの解決策に関するコンテストを実施、53カ国・地域の292社が応募し45社を採択。日本市場に関するメンタリング、CEATEC出展支援、個別商談支援等を通じ、日本企業との協業を支援。また45社のうち日本企業との協業実現の可能性の高い15社を重点支援企業として選定、日本に招聘し日本企業向けピッチイベント・個別商談を支援した。

5)特集「世界の脱炭素 カarbonニュートラル動向」

・2022年度にジェトロHP上に特集ページを立ち上げ、関連のレポートを掲載、読者が閲覧し易いよう、「モビリティ」「再生可能エネルギー」「炭素市場・取引」「その他」に分類。

6)日経ESG・JETRO発ワールドESGレポート

・日経ESGにおいて、2022年2月から世界のESG政策動向を紹介する新連載「JETRO発ワールドESGレポート」を開始、今後も連載予定。

7)日本水素フォーラムへの支援

・ロサンゼルス事務所による日系企業支援。日本の産業界との交流を通じ、米国でのカーボンニュートラルの目標達成に寄与するための「日本水素フォーラム」各委員会への支援事業。2022年度においては、米国の4カ所の水素産業集積地(水素ハブ)との対話を通じて、各地での水素利用の潜在性、ビジネス環境について情報収集を行い、日本企業との対話機会の創出を図った。

8)水素分野における4都市連携

・2022年10月に福島県郡山市と愛知県豊田市が独エッセン、仏グルノーブル・アルプス都市圏に派遣したミッションに支援。

9)スペイン水素視察ミッション

・在欧日系企業10社、NEDO、在スペイン日本大使館、ジェトロからなるミッションをスペインに派遣。グリーン水素の実証プラントを視察したほか、スペインのエネルギー庁及び電力・石油大手等と個別ミーティングを実施。

10)CN実現に向けた日系企業ビジネスカタログ

・進出日系企業による現地での脱炭素化に貢献できる製品・サービスをまとめた「インドネシアでの脱炭素化実現のための日系企業によるビジネスカタログ(第1版)」を2022年9月に、第2版を11月に公表。再生可能エネルギーの導入、各産業分野での省エネ、デジタル技術を活用した二酸化炭素会出量の削減等に係る商品・サービスを紹介。

11)CN実現に向けた日系企業の貢献状況に関する調査

・ジャカルタジャパクラブ(JJC)と協力し、現地でのカーボンニュートラル実現に向けた日系企業の貢献状況に関する最新の調査結果を2022年11月に公表。

(2)テーマ:「ジェトロの温室効果ガスの排出削減計画」

報告者:ジェトロ管理課長 村上 弥生子

・世界では、温室効果ガスの排出削減に向けて、2015年のCOP21で採択されたパリ協定での1.5°C目標につづき、昨年のCOP26において150カ国以上が年限付カーボンニュートラ

ルにコミットするなど、脱炭素社会への動きが加速。

- 日本では、菅前首相が COP26 開催前に 2050 年カーボンニュートラルを宣言し、2030 年に 2013 年度比で 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明するなど、野心的な計画を掲げたところ。
- こうした機運の高まりをうけ、また公的機関としての社会的責任を果たしていくため、ジェトロは 2022 年 6 月に温室効果ガス削減のための実行計画を定め、ウェブサイトで公表しました。この計画は 2021 年 10 月に閣議決定となった政府実行計画、およびその実施要領に基づいて策定しており、2013 年度を基準として 2030 年度までに温室効果ガスを 50%削減することを目指す。
- 2030 年度までの主な個別対策に関する目標としては、太陽光発電を最大限導入すること、公用車をすべて電動車とすること、既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合目標(2030 年度までに 100%)達成への貢献、さらに機構で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とすることなどがあります。
- このほかにも、職場の適切な室温管理、「クールビズ」「ウォームビズ」の励行、コピー用紙の使用量の削減、ワークライフバランスの推進も掲げている。
- これらの取り組みは、計画を策定する前から実施していたこともあり、2020 年度のジェトロ全体の総排出量は 2013 年度の 303 万 kg-CO₂ から 187 万 kg-CO₂ へ減少し、38%削減となった。なお、2021 年度の総排出量は、先日集計が終わり、182 万 kg-CO₂ で 40%削減となった。
- このペースで推移すれば、2030 年度に 50%削減を達成することは可能と考えている。ジェトロは今後も地球温暖化の抑止と、持続可能な社会を築くことに貢献していきたい。

(3) ガイドライン改定にかかる各委員の意見を踏まえた意見交換

1) 全体について

(原科委員長)

- 全体の意見としては、ジェトロ事業の変化に対応するにはどうしたらよいか、環境社会配慮の概念も広がってきた、案件形成調査は現在はやっていないとの意見を頂戴している。一つは、案件形成調査にどう対応したらよいか、将来またやる可能性があるので残しておいても良いのではとの議論したことがある。また JBIC、JICA との整合性も検討する必要がある。
- SDGs についてご意見いただいている。現在のガイドラインでは CSR と記載されているので整理が必要と考えている。

(高梨委員)

- 先ほど説明のあったグリーン関連事業と第 6 期中期計画とはどのように関係があるのか。

(三根総括審議役)

- グリーン(環境)は組織横断的な課題とされ、重要な事業であり、現在どのような事業を実施することが可能か検討している。一つは、水素については実証事業段階から海外展開につながる動きもあり、今後、支援事業に膨らませていけないか考えている。種々の事業を実施しており、政府の方針を踏まえ検討していく。

(高梨委員)

・第6期中期計画の骨格はできていないのか。

(三根総括審議役)

・現段階では、グリーンイノベーション基金(NEDO)など研究開発の実証事業に重点が置かれている。今後、実証から商業段階に行く過程で出来ることが多々あると思われ、既存のスキームの中での対応とともに、環境社会配慮にも取り組んでいきたい。

(高梨委員)

・ジェトロの事業内容は以前と異なっている。そういう面では何を対象にするのか、新しい事業内容をはっきりしてほしい。数年タッチしていなかったので、そういう観点からガイドラインをどのようにジェトロに適応できるのかという点で新しい事業を教えてくださいと質問したところ。今日お示し頂いたのが大きな骨格になると理解した。調査が少ない印象。内容的にFS調査、ニーズ調査には、案件形成調査は入ってきているのか。

(三根総括審議役)

・案件形成の観点でいえば、「海外サプライチェーン多元化支援事業」がある。個別の案件に対して設備投資を補助している。事業を実施する過程で、環境社会配慮にかかる留意事項を盛り込み、申請者から宣誓書を提出いただいている。

(高梨委員)

・企業が実施しており、専門のコンサルタントが協力することはないのか。

(三根総括審議役)

・個別相談においては専門家が支援することもある。

(源氏田委員)

・環境で多くの事業を実施しており素晴らしいと思う。一方、ガイドラインの中でグリーン事業をどのように扱うか考えたところ、もう少しアピールした方が良いと思う。アピールにあたっては、出来るだけ定量的な指標があった方が良いと思う。例えば二酸化炭素の排出量がどれくらい減るか、資源の無駄にしていた部分がどれくらい減るか、有効活用量がどれくらい増えるのかなど。環境面へのポジティブな影響としてアピールできれば良い。環境にやさしいことをやっていますというだけではなく、本当にそうなのか出来る限り数値で示していくことがガイドラインに盛り込めればよい。

(原科委員長)

・エビデンスが必要。具体的なもので表現されると分かり易い。定量的表現は効果的、定量的でなくてもよいが、エビデンスはあった方がよい。いまのガイドラインは案件形成調査の部分がページを割いてある、事業内容が変化したので、押さえられていないものは、前半の部分で重視させることになると思う。一つは事業実施主体としての在り方、二つ目は海外、日本の企業を支援する側として、2つの領域について書き込んでいく。SDGsについては、小島委員からご意見があったので説明をお願いする。

(小島委員)

・SDGsに関する取り組みは重要だが、SDGsで事業の成果があったとしても、環境社会面で負になるものは分けて考えている。SDGsに対しても事業部門は前向きに取り組んでいても、その中でも見落とされるものは、審査部もしくは環境社会配慮助言委員会で審査する体制を取っている。環境に関する前向きな姿勢と環境社会配慮への影響についてはJICA内で

は分けて扱っている。JICA と同じ体制を取るかどうかはジェットロの中で議論されることかと思うが、一色単にされる方もおられるので意見を出させていただいた次第。

(原科委員長)

・そういう意味では、SDGs ウォッシュということでしょうか。

(小島委員)

・例えば植林に対する協力について、JICA では、植林することに対して現地住民がどのように思っているか、木の種類が適切か等は事業部とは別部署が確認している。そのため、審査部は事業部からは嫌われるが、牽制部署としての役割を担っていると自負している。

(原科委員長)

・SDGs をしっかりやる上では環境社会配慮に目を配る必要がある。ライフスタイル全体でみていく必要がある、ガイドライン前半で SDGs への配慮を書き込むと良い。

(田辺委員)

・回答票 5 番について、課題をジェットロで掘り下げていただくと議論が活発になると思う。本日のグリーン事業のプレゼンで水素事業の説明があったが、水素には様々な製造方法があり、カラーリングされている現状がある。そのため、どこまでは許容できるか、どこが課題か議論が深められると良いと思った。

・インドの工業地帯、進出企業にとってはできている工業団地、インド、水の紛争は工業地帯、農業地帯のコンフリクトがある。工業地帯に水は供給されていたとしても、近隣住民からは良くないと思われる場合もあるので、その辺りをどのようにリスクアセスするか、課題を深められると良いと思う。

(原科委員長)

・今の件は、そのようなことで対応していただければと思います。

(三根総括審議役)

・ステークホルダーに配慮した運営に努めていきたい。現地で得られる情報があれば、正確な情報を集め企業に提供していくことだと思う。その中で、事例があれば配慮していくのは当然だと思う。また課題の深堀も重要。先ほど話のあった SDGs、カラーリングなど、実施可能か事業によって異なるので検討したい。企業の RE100 への取り組みなどが広がれば、客観的なデータなども見られるようになると思われるが、今後、検討したい。

第 I 部 基本的事項

【1. 基本理念】

(原科委員長)

・新しい状況変化を盛り込む、SDGs、パリ協定、脱炭素社会、感染症、労働環境について意見をいただいている。

(高梨委員)

・先ほど申し上げたように当時と環境が変化しているので国際会議の動向、新しい動向を盛り込み最新のものとしてほしい。あと、労働環境、ウイグル自治区の問題もあり、配慮が必要である。

(原科委員長)

・フェアトレードなどの議論もあり、実施に活動も始まっている。大学でも動きがある。どのくらい達成しているのか示してほしいとの意見もある。ガイドラインの遵守という点ではチェックは難しいかもしれない。定期的に確認している、ここ 3 年はできなかったが過去は確認している。

(源氏田委員)

・ガイドラインができて時間が経っており環境が変化しているので、SDGs、パリ協定カーボンニュートラルは入れてほしい。また、ウイグル自治区の強制労働問題もあるので労働環境は入れてほしい。

【3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲】

(原科委員長)

・貿易にも影響しているので入れた方が良い。
環境社会への影響については、生物多様性がある。国連の脱炭素の取り組みにかかるキャンペーンとして「Race to Zero」がある。世界で 1128 大学が参加しており、日本は 2 大学のみが参加。一番目は千葉商科大学、二番目は東京大学が加盟した。TCFD に対して、TNFD もでてきた。生物多様性についても大学リーグを作る。環境社会配慮の概念は広がってきている。生物多様性に言葉を置き換え、労働環境も含める。

【4. 社会環境と人権への配慮】

(原科委員長)

・人権の問題はいかがでしょうか。山田センター長お願いします。

(山田センター長)

・2011 年にビジネスと人権に関する国連指導原則が国連で採択された。政府は様々な取り組みを進めている、ジェトロ自体も政府機関としての責任があり、ジェトロ自体がその活動に人権尊重を組み入れることと、また人権尊重を進めなければならない民間企業支援の二つの役割があり、関連することは記載されているが、強化できるように記載いただければと思う。

(原科)

・ビジネスと人権について、しっかり書き込んでい頂きたい。

【5. ガイドラインの遵守と説明責任の確保】

・高梨委員、松本委員よりご意見を頂いている。

【6. ガイドラインの改正について】

・意見なし

【7. 用語の定義】

(原科委員長)

・SDGs を追加してはどうかという意見を塩田委員より頂いている。

(三根総括審議役)

- ・カーボンニュートラルの取り組みは、SDGs の基本的概念のもとにある、企業様の取り組みがどの程度かということはあるが、SDGs に配慮した取り組みを行うので記載していく。

(原科委員長)

- ・SDGsは理解が広がり、皆が理解しているので記載する必要がある。SDGsは、大本をたどればインパクトアセスメント(1992年のリオデジャネイロで開催された環境と開発に関する国連会議で広く知られるようになった)が源流でありそこに立ち返ることが重要である。
- ・事業主体としてのジェトロ、支援する側としてのジェトロ、仕分けして記載する。それから CSR。

第Ⅱ部 貿易・投資促進事業における環境社会配慮

【1. 基本的な考え方】

(高梨委員)

- ・基本的に最近の話題含めアップデートしてほしい。前回の改定の際は CSR を反映したので、今回は SDGs を取り込んでいくのだと思う。

(作本専門家)

- ・未だ議論が足りない、この場で議論すべきことが議論されていないと思う。皆様からいただいた様々な意見を盛り込むのは難しいのではないかと。サプライチェーンもでてきたが、事務局だけでは判断できないと思う。白黒つけるくらいの議論の方が良いと思う。今日の議論ではガイドラインの改定に十分ではない。

(原科委員長)

- ・自分なりの整理はあり、CSR は永遠、SDGs は 2030 まで。そのため SDGs はゴール1、CSR に向かうためには SDGs をしっかり取り組んでいないといけない。小島委員がいったように SDGs ウォッシュになる。
- ・大学では USR に取り組んでおり、インディケータを開発し国際会議などでも発表している。ジェトロの場合は CSR は大事である。このように整理できると思う。そのように考えれば ESG 投資もみんな繋がってくる。

(柳委員)

- ・基本理念御立て付けは、CSR と第 3 期中期計画があった。いまは第 5 期中期計画が終わり、第 6 期中期計画の検討が進められているが、第 6 期中期計画の情報が足りないと思う。本日、整理していただいて、皆さんおなじようなことを指摘されており、指摘を踏まえ加筆するにしても、全ての情報を出したうえで議論して固めていく必要があり、このような検討の仕方は難しいのではないかと。本来は少人数で詰めて、それが終わって皆で議論するような形式が良いと思う。

(原科委員長)

- ・ご指摘の通りだと思う。2 週間後に出すのはたたき台であり、それで終わりではない。何もないと議論できないと思う。この会議では、たたき台作成のためのインプットいただくということ。第 6 期中期計画がはつきししないと分からないが、ガイドラインから第 6 期中期計画サジェスションするようなことも考えても良いと思う。

【2. 事業主体としてのジェトロの環境社会配慮】

(塩田委員)

- ・SDGs の 17 項目全てがジェトロ事業の対象となっているのか。
- ・G20、発展途上国、中間国、それぞれの国に問題点があるが、その問題点が全て含まれていると考えていいのか。

(原科委員長)

- ・ジェトロのターゲットは全てではない。ジェトロのミッションは、日本企業、中堅・中小企業の海外進出、また途上国を中心に海外進出も支援している。

(塩田委員)

- ・SDGs17 の中でジェトロとしてやるものはどれに相当するのか。

(原科委員長)

- ・その点はあまり気にしなくてよい。SDGs は、3 分類される(持続的な経済発展、社会、環境保護)。途上国対象の MDGs が世界全体に広がったので、途上国、先進国も共通のテーマ。その意味では全て対象になる。

(塩田委員)

- ・全て項目を入れるのは要検討ではないか。2030 年までの期限がある。期限までに解決すべき目標があれば、その目標だけをガイドラインに記載するなど検討しても良いのではないか。

(原科委員長)

- ・全体を扱うのは政府の仕事。一遍に全てやるのではなく、企業や機関の場合は、貢献している項目はいくつかの項目に特定される。

(塩田委員)

- ・そういう意味では、2014 年のガイドラインは変なものではないのではないか。

(原科委員長)

- ・ご理解の通り、しっかりしたものである。重要視する部分が変わってきたということで今回改定に至った。

第Ⅲ部 案件形成調査事業における環境社会配慮

【1. 基本的な考え方】

(原科委員長)

- ・いただいた内容をみますと、ジェトロ単独では石炭火力発電事業支援の方針は持っていない、苦情を含むについては本日議論したとおり、ビジネスライブラリーは既に閉鎖されている、森林伐採・木材調達・パーム油関連事業については実施していないとの回答です。
- ・ビジネスと人権について、山田センター長、何かありますでしょうか。

(山田センター長)

- ・別紙に盛り込むべき内容としては、先ほど話した「ビジネスと人権に関する国連指導原則」がある。SDGs との関連でいえば、ビジネスと人権の指導原則は、ILO 中核的労働基準、環境関連の条約と共に SDGs の、前文の中に記載されており、企業が社会に持続可能な発展に向けたプラスの貢献をするためのベースラインとして人権を尊重する、負の影響を与えないということが基底になっている、企業はどこかでプラスの貢献をしても人権を侵害していたらそれは貢献にはならない、そういうベースラインを位置づけるように、ガイドラインを作

っていければ望ましいのかと考えています。

(原科委員長)

- ・情報を以下に把握するか、トレースしないと分からない。源氏田委員からミティゲーション・ヒエラルキーを取り込むかどうかご意見がありますがいかがでしょうか。

(源氏田委員)

- ・ミティゲーション・ヒエラルキーですが、JICA の環境社会配慮ガイドラインの見直し時に書き込んだ経緯があるので意見として記載しましたが、案件形成調査がなくなっているのであれば特段盛り込む必要はないと思う。

(原科委員長)

- ・JBIC、JICA のガイドラインと整合性を取る必要もありますね。用語は「温暖化」ではなく、「気候変動」にしましょう。案件形成については現在のものを残し、簡略化する方向でしょう。

(小島委員)

- ・全体のところで述べた意見を改めて発言させていただきたい。委員の皆さんは環境アセスメントをやってきた方で、私自身は専門ではないが、私なりの環境アセスメントの重要なポイントは事前にどのような影響があるか把握した上で、事前に適切な対応を行うことである。JICA 事業の中には大きな影響を与えうるといことで事前に様々なプロセスを課すガイドラインを定めた経緯がある。JICA の意思決定、途上国政府の意思決定、政府の意思決定が複雑に絡み合っているため、JICA ガイドラインはプロセスオリエンテッドであり、助言委員会の関与、情報公開を行うかなどが決まっており、他の援助機関と比較して特殊である。世銀は分厚い政策文書があるが主にサブスタンスについて記載されている。JICA のガイドラインの場合は、政府、途上国政府、調査のプロセスまで詳細に記載されている。その運用にあたっては、JICA のみならず、途上国政府、コンサルタントの皆さんにもコストがかかっている。
- ・ジェトロの事業が、当該国にどれくらい負の影響を与えているか、それを削減するためにどれくらいのコストをかけるべきかを検証した上で新しいガイドラインの方向性を決めるべきと思っている。自分が知る限り、ジェトロの場合は、JICA のカテゴリ A に相当するような何百人も住民移転を伴うようなものや下水処理場を計画し処理されていない汚水がでるようなものは少ないのではと思う。影響の範囲と深さに応じて、新しいガイドラインの方向性を定めると、そこから情報公開の在り方、諮問委員会の関与については決まってくる。諮問委員会は、このように皆で集まるのにコストかかる一方、頻度が少ないとジェトロのガイドラインの運用状況について分からなくなる。諮問委員会の関与の在り方と影響の大きさに応じた適切なプロセスを設ければ、諮問委員も安心して関与できるのではないか。そのバランスについて、ジェトロ事業が環境にどのような影響を与えるのかイメージが出来ていないため、方向性が定められない印象を受けている。

(原科委員長)

- ・そういうことですね。JICA とは状況は異なっており、また案件形成事業はやっていないため、むしろ個別のジェトロ事業は、自主アクセスみたいな発想かもしれない。自主的にチェックして情報提供していく。ちいさな関与、コンパクトな人たち。コストは格段に下がるが、しっかり情報提供していく。
- ・そういう意味で、企業組織や大学もそうであるが、統合報告書で情報提供するようなアプロ

一チもあるかもしれない。

(高梨委員)

・ジェットロでは案件形成調査は実施していないが、将来経産省より受託を受ける可能性があるので残しておきたいとの意見があったから残していると理解している。そうであれば、ジェットロの意向を踏まえ、現状のバージョンを JICA の新しいガイドラインに合わせて微修正し、残すことで良いと思う。案件形成調査がないからといって、いま無理にコンパクトにする必要はないのではないか。ジェットロ事業の FS でも大きな影響を及ぼすことも過去の案件であったので、配慮しておいた方が良いと思う。その点について、大きな方針をジェットロで示してほしい。第 6 期の事業計画との関係であり、本日説明がなかったので、調査案件についてもジェットロの意向を示されると宜しいのではと思う。

(原科委員長)

- ・3種類ある。ジェットロ自体の取り組み、支援事業、案件形成調査。3番目に関しては、案件形成調査がないのでなくでもいいけど、将来また起こりえますので残しておく。1番目のジェットロ事業、2番目の支援については環境社会的な発想で、まさに CSR です、コンパクトのチェックをして情報公開していく。統合報告書のような形が良いと思う。
- ・統合報告書を出していく、もしくは統合報告書を企業に勧めるなどの支援も提供する。特別な取り組みはコストかかるので情報提供することでフィードバックがあり、企業の取り組みも分かることに繋がるのではないかと。
- ・案件形成調査については残しておくことでいいのか。

(三根総括審議役)

- ・可能性について考慮するので残しておくことで良い。

(原科委員長)

- ・なくなった理由はということか。

(仲條理事)

- ・経緯そのものは承知していないが、経済開発を実施する上で、JICA 調査にいたるまでの準備的な調査は様々な機関が実施しており、実施機関を整理しようとする動きがあったのではないかと。その中で、ジェットロは高い知見を持っているわけではないので、そこで整理されたのではないかと。将来的に復活する可能性はゼロではないが、蓋然性は高くはないと思われる。
- ・そうした中で、三根から説明したサプライチェーンの調査は、民間企業が中心となり、生産拠点を多極化するための FS に対して補助する事業であり、環境に配慮する確認書を取り交わしている。こうした取り組みも本委員会で作成いただいた学びからこのような取り組みに繋がったと思う。ただ、経済産業省の特定の受託名であれば、その事業しか適応されないのでは、これに関連する FS にかかるような幅広の表現はありうると思う。

(原科委員長)

- ・汎用性のある一般的な名称が良いと思います。

(木村部長)

- ・第 6 期中期計画のご指摘はご最もだと思ふ。現在、経済産業省と調整している最中であるが、皆さんに共有できるようにしたいと思ふ。私が、現在承知している範囲でお話しすると、

実施する事業自体は大きな変化はなく、アクティビティを再編成する予定。大きな柱が 4 つある。

- 一つ目は、エコシステムを日本に形成し、海外のエコシステムと接続していくグループ。本グループには、対日投資、オープンイノベーション、スタートアップの海外展開支援、外国人材活用のグループであり、本日、三根が説明した事業はここに含まれる。
- 二つ目は、中堅・中小企業の海外展開支援。
- 三つ目は、農林水産物の食品の海外市場の販路開拓支援であり、特だして取り組んでおり、そのまま次期中期計画に取り組む予定。
- 最後に、日本企業の活動について、役所の通商政策、また共通的な課題に対応していくものであり、ここには調査、アジ研の研究、貿易投資相談などが含まれ一層高度化していく予定である。状況をアップデートして皆さんに提供できればと思う。

(原科委員長)

- また追加で情報提供をお願いします。この辺でご意見いただきましたでしょうか。他にご意見ありますでしょうか。

(田辺委員)

- 第Ⅱ部の貿易促進事業において、小島委員から JICA の場合は牽制部署があり、営業部と別途、環境社会配慮について判断されているとの話があったが、例えば、人権のリスクがあれば、誰が調べて、誰がどのような機能、事業の中止などに持っていくことが出来るのか、第Ⅱ部を有効化される上で重要と思っており、リスクが生じた際のオペレーションについて教えてほしい。

(三根総括審議役)

- 海外への日系企業の進出支援、輸出支援は現地の情報が重要。場合によっては法務労務リテイン先への紹介を通じて現地の労働環境問題、環境も含めた相談対応を行っている。進出前後も相談可能。ビジネスと人権に関しては、企業が撤退する場合において、現地の関連情報を収集しながら情報提供などに対応している。

(田辺委員)

- リスクが生じた際のプロセスを書き込めれば宜しいかと思うのでご検討いただきたい。

(宮崎委員)

- 個別の話になるが、本日のプレゼンテーションに関連して、自分は水に関連しているためお聞きしたい。水問題について、BOD(生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)のように有機汚染物質を含む排水を浄化する技術、産業的に半導体などに使用される純度の高い水(超純水)が必要になる。本日の説明ではどちらが問題になっているのか。台湾は半導体産業が集積しているので水に関する取り組みは進んでいると思うが、インドでは汚染された水が問題になっているのか、その辺を教えてほしいと思う。

(仲條理事)

- 日本の企業が海外に工場を建設する際には、特別のプロセスがあるわけではないが、環境問題は確認している。私たちがお手伝いする企業は、自社ではなく、特に中小企業の場合は工業団地に入居する企業が殆どであり(一部合弁企業あり)、工業団地では自然の排水は禁止、排水は回収し、浄化して循環している。純水を使用する場合の半導体工程につい

ては知見を持ち合わせていない。インドであればそのような状況である。

(三根総括審議役)

- ・先ほどの説明では排水処理でしたので前者です。現地の政府が環境規制の法律を立ち上げており ステークホルダーの市民から問題視される問題があるため事前に対応する必要があります。

(村山委員)

- ・事前にコメントを出していないので発言を控えていたが、前回 2014 年のガイドライン改定の際にワーキングでかなり議論をしたので、その点からコメントしたい。全体的な流れとして個別項目のアップデートの側面はある。それは人権、気候変動などについてアップデートが必要と考える。
- ・また、枠組み自体を考え直す点もある。一つは、委員長がおっしゃったようにゼロ本体の活動について現在のガイドラインではあまり触れていないと思う。その点をどのようにするのか。現在のガイドラインもとづいて、村上課長から紹介があった脱炭素に向けた活動がされているのでそれはそれで良いが、ガイドラインにおいてどのように扱うかという点。
- ・今回は第 2 部が中心になると思うが、三根総括審議役の話聞いて、事業自体が多様化していると思う。前は、日本企業の海外進出、外国企業の対日投資、インバウンド、アウトバウンドが使われていたが、今回は行ったり来たりではなく協業、コラボレーションみたいな活動ができてきている気がする。枠組みが変わってきている中で、第 2 部をどう書くか少し検討が必要かもしれない。今の内容でも十分に対応できているのかもしれないが、事業の展開の仕方に応じた書き方があるのではないかと思う。但し、民間企業の相手の事業は変化していくので詳しく書くのは良くないので、どの程度収めるか検討も必要。
- ・第 3 部は残すことで良いと思う。残すのであればアップデートは必要であり、きっちり見えないといけない。改定作業にどの程度時間をかけるのか今日の段階では分からないので事務局で判断いただき、委員会としてどのように関わるか教えてほしい。

- ・(原科委員長) 皆さん、本日は多くのご意見をありがとうございました。これで意見交換を終了とさせていただきます。それでは、進行のゼロ木村部長にお返しします。

- ・(木村総務部長) 皆さま、本日は多くのご意見をいただきましてありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、事務局で改訂案を作成し、次回の会議でご提示させていただきます。次回も委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。それでは、事務局より次回会合の事務連絡をさせていただきます。

- ・(内場環境社会配慮審査役) 次回の諮問委員会は、既にご案内のとおり、12月19日(月)14時から16時まで、本日と同様にハイブリッド形式での開催となっております。次回は8名の委員の皆さまにご出席いただくことになっております。ご欠席される委員の方には、諮問委員会の内容について速やかにご報告をさせていただきます。私からは以上でございます。

- ・(木村総務部長) 皆さま、これにて閉会いたします。改めまして本日はご参加いただきましたこ

とお礼申し上げます。また次回の委員会につきましても、どうぞ宜しくお願い申し上げます。
ありがとうございました。

以上